

総合評価落札方式における落札者決定基準の改正について

本市では建設工事において総合評価落札方式を導入し、市民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備する公共工事の品質を確保するとともに、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約をするよう努めております。

一方、近年の建設業を取り巻く環境は、他産業を上回る高齢化と若年入職者の減少などにより、就労者数は減少を続けており、社会資本整備の担い手となる、技術者や技能労働者の処遇改善が必要とされております。

こうしたなか、平成25年度に制定した公契約基本条例に基づき、公共工事受注者の労働環境及び社会的価値の向上を図るために、評価項目の見直しを行うものです。

1 企業関係評価項目について

指名停止の状況について、評価点の最大値が、他の項目と比較して大きい
ため見直しました。

改正前	改正後
(指名停止の状況) (過去4年間+当該年度) 本市における指名停止の有無により 評価する。 ・指名停止有り 指名停止日数×－0.1点 最大 －6.0点 ・指名停止無し 0点	(指名停止の状況) (過去4年間+当該年度) 本市における指名停止の有無により 評価する。 ・指名停止有り 指名停止日数×－0.1点 最大 －3.0点 ・指名停止無し 0点

2 社会的関係評価項目について

公契約基本条例の施行に基づき、社会的価値の向上に努めるために、配点
及び項目を見直し、「地理的条件関係評価項目」を新たに「社会的条件関係評
価」とし、地元企業の活用率の評価区分を見直すとともに、技術者の雇用人
数及び企業の防災対応能力を評価することにしました。

改正前	改正後
(地元企業の活用計画) 地元企業が施工する割合で評価す る。 ・90%以上 5.0点 ・70%以上90%未満 3.0点 ・70%未満 0点	(地元企業の活用計画) 地元企業が施工する割合で評価す る。 ・90%以上 3.0点 ・70%以上90%未満 2.0点 ・50%以上70%未満 1.0点 ・50%未満 0点

	<p>技術者の雇用【追加】</p> <p>常時雇用されている技術職員数により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50人以上 1.0点 ・ 20人以上50人未満 0.5点 ・ 20人未満 0点
<p>地域貢献（ボランティア）等の対応状況（過去4年間）</p> <p>本市市域内における地域貢献等の有無により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数回及び複数年 1.0点 ・ 上記以外の実績 0.5点 ・ 実績無し 0点 	<p>地域防災力（過去2年間）【項目変更】</p> <p>本市が管理する社会資本の維持修繕に関して、応急対策又は本市との災害時協定を締結した団体としての活動実績の有無により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3回以上の実績有り 1.0点 ・ 3回未満の実績有り 0.5点 ・ 実績無し 0点

3 技術者関係評価項目の改正

技術力を確保するための継続教育の取り組みについて評価することにしました。

改正前	改正後
	<p>配置予定技術者の継続教育（過去2年間）【追加】</p> <p>主任技術者又は監理技術者としての所有資格に関するCPDの取り組みを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10単位以上 1.0点 ・ 10単位未満 0.5点 ・ 取り組み無し 0点